

令和7年3月 定例教育委員会 議事録

日 時 令和7年3月27日（木） 開会 17時30分
閉会 18時27分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二
教育委員 福島 知克（教育長職務代理者）
教育委員 山本 隆正
教育委員 新谷 なをみ
教育委員 松浦 倫
教育委員 田中 淳子（議事録署名委員）

事務局職員 教育部長 矢野 義知
教育政策課長 森本 悦子
学校教育課長 宮川 久寿
社会教育課長 姫野 淳子
教育政策課参事 時松 哲也
学校教育課参事 藤内 護
学校教育課参事兼教育相談センター所長
吉武 功二
学校教育課参事（共生社会実現・部落差別解消推進課参事併任）
種村 由加
社会教育課参事兼図書館長 西澤 和江
教育政策課教育政策係長 加藤 雄海
教育政策課指導主事 佐藤 元昭

傍聴人 0名

議事日程 第1 議事録署名委員の指名について
第2 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について【議第13号】
第3 別府市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について【議第14号】
第4 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について【議第15号】
第5 別府市セキュリティマネジメント規則の制定について【議第16号】
第6 別府市社会体育団体の認定に関する要綱の廃止について【議第17号】
第7 別府市立学校医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について【議第18号】

報告事項 令和7年第1回市議会定例会について【報告第2号】

その他 (1) 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）体験費用等補助金交付要綱の制定について
(2) 4月定例教育委員会の開催日程について

議 事 録

◎ 開 会

寺岡教育長 ただいまより令和7年3月の定例教育委員会を開会いたします。

◎ 議事録署名委員の指名について

寺岡教育長 はじめに、議事日程第1、議事録署名委員の指名につきましては、本日は田中委員をお願いいたします。

◎ 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

寺岡教育長 それでは議事に入ります。議事日程第2、議第13号 別府市立学校の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課長 それでは議案書1ページをお開きください。議第13号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。
この改正は、園児、児童、生徒が所属する団体活動、主には社会スポーツ団体ですが、これらの団体活動を支援するため、構成員の半数以上が園児、児童、生徒である団体が学校体育館を使用する場合において、電灯使用料を免除しようとするものでございます。
議案書4ページから5ページに新旧対照表がございまして、右側改正案の第5条第1項第2号後段に、「この場合において、これらの団体の構成員の半数以上が児童生徒であるときは、電灯に係る使用料を免除する。」とございます。この旨を新たに規定します。また、同じく第3号には幼稚園、小学校、中学校、保育所、認定こども園及び放課後学童クラブが使用する場合は施設使用料及び電灯使用料の免除規定を、そして第4号には自治会等が使用する場合は施設使用料免除規定を、具体的に明記しました。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 児童生徒が使用するメンバーの中にいれば、ということなんですよ。今、何団体くらいがこれに当てはまるのですか。

教育政策課長 現在、主に児童生徒で構成される団体が49団体あります。

新谷委員 私が知る限りでは、中学校の体育館を使用してお金をとっていた団体とい

うのは、青年というか自分たちの趣味でやられている人たちですね、バスケットボールとかバレーボールとか、そういう方だったんですが、この子どもが所属する49団体というのが全体の中の何%くらいになりますか。

教育政策課長 総数についての資料を持ち合わせておりませんので、また改めてご回答さしあげたいと思います。

寺岡教育長 では、その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第13号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第13号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第2、議第14号 別府市立学校施設の開放に関する規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課長 議第14号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。改正理由といたしましては、学校の管理員について、削除することに伴い改正するものでございます。

7ページをご覧ください。別府市内に在住し、在勤し、または在学する者が含まれる団体であり、かつ当該団体に学校施設の使用の際の監督者となる成人がいること。これが、今回の改めの部分になります。第6条第2項第2号から第5号までの規定中「とき」を「こと」に改め、同条第3項中「前項」を「第1項」に改め、同条を第5条とし、以下第7条第1項中の文言の修正、それに併せまして第8条を第7条とします。第9条第1項を削り、第2項中「に違反し、又は前項の指示に従わない」を「又は第5条第3項の規定により付した条件に違反した」に、「その使用の許可を取消し」を「同条第1項の許可を取消し」に、「中止」を「使用の中止」に改め、同項を同条第1項とし、同条を第8条とします。第10条中「き損」を「毀損」と漢字に改め、同条を第9条とし、第11条を第10条とする、という改正でございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第14号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 14 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について

寺岡教育長 次に議事日程第 4、議第 15 号 別府市外国語指導助手任用規則の一部改正について提案しますので、事務局から説明いたします。

学校教育課長 議第 15 号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。12 ページをお開きください。今回の改正理由につきましては、一般財団法人自治体国際化協会から JET プログラム事業における令和 7 年度「招致外国青年任用規則（案）」の改定通知があり、当該任用規則（案）を参考に任用規則の作成の要請があったことに伴い、規則を改めようとするものでございます。

13 ページの対照表をご覧ください。第 6 条（報酬及びその計算）の第 1 項中「月額 28 万円（年額 336 万円）」を「月額 33 万 5 千円（年額 402 万円）」に、「月額 30 万円（年額 360 万円）」を「月額 34 万 5 千円（年額 414 万円）」に、「月額 32 万 5 千円（年額 390 万円）」を「月額 35 万 5 千円（年額 426 万円）」に、「月額 33 万円（年額 396 万円）」を「月額 36 万円（年額 432 万円）」に改正するものです。この額につきましては、経験年数により異なります。説明は以上でございます。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

田中委員 1 年目で 5 万円上がったということですよ。他の教員も 5 万円くらい上がっているのですか。

学校教育課長 他の教員がそれに合わせて上がる、または他の教員に合わせてこれが上がったというわけではございません。国の方針で、招致外国青年任用規則の改正に合わせてその額が定められたということでございます。

山本委員 地域によって金額の差があるのですか。それとも全国統一の金額ですか。

学校教育課長 これは全国統一でございます。

新谷委員 私はいつも心配していたのですが、健康保険はどういうふうになっていきますか。詳しく話をしたときに、その面が良くないみたいなことを昔 ALT から聞いたことがあったのですが、病気になったときなどはどうですか。

学校教育課長 健康保険等につきましては、以前とはかなり改正されているということを知っておりますし、市の任用規則においてもその辺は改善を図ってきておりまして、かなり良くなってきているというところです。

新谷委員 ALTには本当にいろんなALTがいて、毎年英語科の教員が中心で評価をするんですけども、ほとんどの方は真面目な方なんですけど、そうではないALTもいたので、そこはやっぱり学校の先生方に悪いところは悪いと評価してもらって、そして真面目に子どもと一緒に勉強するというALTがずっといられるようにできればいいなということはずっと思っていました。ALTのことは教育長が一番お分かりかと思いますが、私は一生懸命頑張る人とそうではない人を見てきましたので、そこはきちんと評価をしていただくことが大事かなと思います。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第15号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第15号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市教育情報セキュリティマネジメント規則の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第5、議第16号 別府市教育情報セキュリティマネジメント規則の制定について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課長 議案書14ページでございます。議第16号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。21ページをご覧ください。この規則は、別府市立学校がネットワークを使用する上で保有する情報資産の取り扱いや情報セキュリティ対策に関する学校での基本的な考えを定めるために制定するものでございます。これまで、市長事務局のネットワークの回線を通して学校現場でネットワークを使用していましたので、別府市の規則に基づき運用していましたが、令和6年度から東山小中学校を除くすべての市立小中学校で、ローカルブレイクアウトという別府市のネットワークを介さずに直で学校現場がネットワークを使うという手法に設定しましたので、教育委員会独自で規則の制定が必要となったものでございます。文部科学省、大分県の準則を参考に、別府市情報セキュリティマネジメント規則を準用して制定いたしました。本規則制定後、議案書19ページの第14条をご覧くださいのですが、こちらに別府市教育情報セキュリティ対策基準、セキュリティポリシーと言われるものでございますが、この対策基準を定めて、今後学校現場における情報資産の取り扱いの対策を厳格に講じていきたいと考えております。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

山本委員 中身がいまひとつ分からないのですが、新聞やニュースでは、先日も個人の成績が全部メールで送られてしまったとか、よくあるのはUSBを紛失ただけでニュースになりますよね。あとはサイバー攻撃でサーバーがやられてしまうとかもよく見ますが、今言った事例などは、セキュリティマネジメント規則の中ではどういった取り扱いになってくるのでしょうか。

教育政策課長 山本委員ご指摘の前段と後段に分けてお答えいたします。まずUSBの紛失などは、ネットワークを介して使う情報セキュリティマネジメント規則ではなくて、個人情報保護の条例や規則に則した扱いになりますので、それについてはここには詳しく書かれてはおりません。それからサイバー攻撃等にあつたときの対策というところに関しては、例えば19ページの第14条第1項第4号、技術的セキュリティ対策、外部の不正なアクセス等から情報資産を保護するコンピューターウイルス対策等の技術面の対策を講じる、と書かれているように、第14条に書いておりますセキュリティポリシーの中で今後対策を講じていく、という次の段階にそういったものが必要になってくると考えております。

山本委員 では最初に言った個人情報の問題ではなくて、ネットワークの構築の仕方みたいなことですね。かなり技術的な問題でしょうからね。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第16号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第16号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市社会体育団体の認定に関する要綱の廃止について

寺岡教育長 次に議事日程第6、議第17号 別府市社会体育団体の認定に関する要綱の廃止について提案しますので、事務局から説明いたします。

教育政策課長 議案書22ページでございます。議第17号につきましては、規定により議決を求めるものでございます。

社会体育団体につきましては、学校施設や社会教育施設を使用する際に、施設使用料減額の対象となる団体であり、その要件として、市が社会体育団体として認定していることが前提となります。平成26年に要綱を制定して、その後教育委員会で認定を行っていましたが、別府市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に基づきまして、令和3年4月1日からスポーツに関することを市長が管理・執行することになりました。それにより、市長事務局で要綱を新たに制定したことから、教育委員会が所管する要綱を廃止するものでございます。以上でございます。

寺岡教育長 ただいま教育政策課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。では、特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 17 号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第 17 号は議決することに決定いたしました。

◎ 別府市立学校医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について

寺岡教育長 次に議事日程第 7、議第 18 号 別府市立学校医療的ケア児支援事業実施要綱の制定について提案しますので、事務局から説明いたします。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 議第 18 号につきましては、規定により議決を求めらるるものでございます。では別府市立学校医療的ケア児支援事業実施要綱の制定についてご説明いたします。本事業は、学校内において日常的に医療的ケアを必要とする別府市立学校に在籍する園児児童生徒に対して、学校への看護師を派遣し、必要な医療的ケアを行うものです。これにより医療的ケア児の教育の機会を保障するとともに、保護者への負担軽減を図ります。看護師を学校に派遣するための保護者負担はありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。

寺岡教育長 ただいま学校教育課参事より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

田中委員 医療ケアの子どもたちは看護師がみて養護教諭は一般の子どもたちをみると思うんですけど、お部屋はどうなりますか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 医療的ケアの部屋等につきましては学校長とも相談をしながら、個別の部屋、もしくはプライバシーが確保できるようなところを確保したいと考えております。

田中委員 医療的ケアのお子さんは、その日の調子を必ずみせに行って、ケアをするときだけではなくて最初のベースラインを測るということで1日何回もするので、その辺の部屋の確保ということはきちんとした方がいいのかなと思います。最初に看護師の仕事の領域と養護教諭の領域分けと連携というのがいちばん揉めるところなので、ソフトの部分がとても難しくなると思います。そこは注意を払ってやっていただけたらと思います。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 校内委員会を設置しまして、しっかりとその辺の話をしていきたいと考えております。

松浦委員 予算の範囲内ということですが、予算はどのくらい確保されているのですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 30分6,000円と設定しております、それを200日分、2名分を用意しております。

山本委員 その200日分というのは、学校に登校する日は常に待機している、処置できるという状態を整えているという理解でよろしいですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 委員のおっしゃるとおりでございます。

寺岡教育長 その他はよろしいですか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第18号は原案に対し議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

寺岡教育長 ご異議もないようでございますので、議第18号は議決することに決定いたしました。

◎ 報告事項

寺岡教育長 次に報告事項に入ります。報告第2号 令和7年第1回市議会定例会について報告します。詳細は事務局から説明いたします。この件につきましては、事前にお配りした別冊資料「令和7年第1回市議会定例会資料」に教育委員会関連の質問と答弁の内容をまとめております。質問と答弁の中で、特に重要と思われるものを事務局より説明させていただきます。

※ 各担当課より議案質疑、予算決算特別委員会及び一般質問にかかる質疑応答の概要をそれぞれ報告した。

寺岡教育長 ただいま各課より報告がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

松浦委員 12ページです。不登校児の令和5年度の生徒数が出ているのですが、令和6年度は5年度からどのような推移を辿っていますか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 令和6年度についてはまだ集計ができておりませんので、こちらに記載しておりません。

田中委員 前からあまり小学生がいないのですが、その理由を教えてください。それと、特別支援学級の生徒さんで行きづらさを感じているお子さんの受け入

れもできるのですか。

**学校教育課参事
兼教育相談センター所長** 小学生については、やはり小学生がふれあいルームに通うということが、なかなか難しいのかなと思います。小学生の受け入れにつきましても保護者と連携しながら対応をしているところですが、現実的にはなかなか通級ができないというところもございます。それから特別支援学級の生徒については、子どもの状況によってしっかり受け入れられる形をとっております。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（１）

寺岡教育長 次にその他（１）２０２５年日本国際博覧会（大阪・関西万博）体験費用等補助金交付要綱の制定について、事務局から説明いたします。

学校教育課長 それでは３５ページをお開きください。別府市告示第６４号 ２０２５年日本国際博覧会（大阪・関西万博）体験費用等補助金交付要綱の制定につきましてご説明いたします。

３７ページをご覧ください。制定理由は、別府市の小中学生とその保護者等が大阪・関西万博に参加する機会を創出し、併せて物価高騰の影響を受けている保護者等に体験費用等を補助するため、本要綱を制定することとしております。

戻りまして３５ページをお開きください。本事業の目的等についてはこれまでもご説明しておりますが、そちらに記載のとおりでございます。補助対象者につきましては、別府市立小中学生、別府市に住所を有する市外の小中学校へ通う児童生徒及びその保護者等としております。

３６ページをお開きください。補助対象経費でございますが、交通費と入場料としております。補助金の額につきましては、小学生１人につき１万５千円、中学生１人につき３万円、同行する保護者は１人のみ１万５千円としております。この中には万博の入場チケットを含むとしております。補助金の交付を受けようとするものは、３８ページにございます様式第１号に交通費利用のレシートを添えて市へ提出していただくこととしています。それを受けまして、４０ページの決定通知書を市から申請者へ送付します。その後、申請者は請求書を提出する、という流れになっております。

寺岡教育長 ただいま学校教育課長より説明がございました。これより質疑を行います。教育委員の皆様、何かございますでしょうか。

新谷委員 とてもいいことだと思っているのですが、私立の学校に行っている市内の小中学生にはどのように周知するのですか。

学校教育課長 周知についてでございますが、市内の公立小中学生におきましては、万博

の開始日が4月13日でございますので1日遅れになりますが、各学校に4月14日以降にチラシを配布したいと考えております。また私立の小中学校につきましては、こちらから学校に説明にあがろうと考えております。それから近隣の別府市外の公立私立の学校には、鑑をつけてチラシを郵送という形で周知しようと考えております。

山本委員 予算には限りがあると思うのですが、何人分が予定されているのかということ、それがいっぱいになったときにはどのような取り扱いになるのか教えてください。

学校教育課長 想定の数についてでございますが、児童生徒、それから保護者を含めて4千人を考えております。内訳は、児童生徒が2,300人、それから保護者が1,700人です。予算を超えた場合ですが、その際は追加の予算要求を検討するというを考えております。

山本委員 これは行く前に申請を出してから行くのですか。それとも行った後にいきました、という申請を出すのですか。

学校教育課長 まずこれを申請するにあたって入場のチケットIDというものが必要になってきます。それを最終的にこちらに提出いただいて、本当に行ったかという証明をするということにしておりますので、まずはチラシに添付されているQRコードからチケットIDの入手をしていただくというところがスタートになります。そして実際に行った後に申請をしていただくという形になります。その際に旅費のレシートを提出していただきます。チケットIDはこちらで情報管理ができていますので、そのチケットIDと提出された申請書と添付された旅費のレシート、これを照らし合わせまして、間違いがなければ決定通知書をお送りするという流れになります。

山本委員 そういう意味ではチケットIDが取れた時点で多分予算内に収まっているんだろうなという見通しが立つということですか。

学校教育課長 その通りでございます。

山本委員 予算をオーバーしてくるとチケットIDが取れなくなるということになるのですか。

学校教育課長 そういうことはございません。チケットIDが4千人を超えたからといって取れなくなるということは今のところないと考えております。

山本委員 その辺が混乱を生じないようによろしく願いいたします。

松浦委員 そもそも入場料はおいくらくらいですか。

教育部長 今回は別府市が直接万博協会から入場料を入手いたしますので、万博協会のほうから公共団体向けの割引が受けられます。小中学生については1人あたり1千円、保護者については1人6千円という設定で、万博の1日券

が購入できるという仕組みになっております。

寺岡教育長 この事業は大分県や九州の他の市町村でやっているところがありますか。

教育部長 我々も万博の補助について他の自治体がどういう動きをしているか調べてはみたのですが、日本ではかなり珍しい事業なのかなと思っております。大阪の近隣は入場料の補助や、近いのでバスの補助をしているところがあると思うのですが、大阪近郊以外ではこのような補助をやっているという情報は入ってきておりません。

寺岡教育長 その他はよろしいでしょうか。では、他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切ります。

◎ その他（２）

【概要】 ※令和7年4月定例教育委員会の開催日程について、令和7年4月24日（木）17:30より開催することが決まった。

◎ 閉会

寺岡教育長 以上をもちまして、令和7年3月定例教育委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。

・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。